

総務課介護保険指導室

絲綢製成器用事室

1 都道府県による市町村の指導監督業務に関する支援の推進について

都道府県においては、指定都市及び中核市を除く市町村等（以下「一般市町村等」という。）が行う地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等に関する事務指導業務を実施していただいているところであるが、一般市町村等における指導監督業務等については、地域密着型通所介護の創設、都道府県からの居宅介護支援に関する指定権限の移譲などに伴い、一層その重要性が増しているところである。

一方、当室で実施した、一部の一般市町村等を対象に指導監督業務に関する事務ヒアリングや、当該市町村等との合同による地域密着型サービス事業所等に対する実地指導の中で、基本的な指導監督体制が整っていない自治体も見受けられるなど、自治体ごとの体制整備等に格差があることが推察された。

こうした状況を踏まえ、一般市町村等における指導監督業務の増大に対する支援を推進する観点から、上記の事務指導業務に加え、以下の点にご留意願いたい。

（1）市町村で実施される居宅介護支援事業所に対する指導監督業務等の支援について

平成30年度から居宅介護支援に対する指定権限が一般市町村等に移譲されることを踏まえ、都道府県においては、実地指導への市町村職員の同行、市町村職員向け研修・説明会の実施などにより、指導監督業務等の資質向上及び円滑な事務引き継ぎに向けた取組みを精力的に行っていただきたい。

（2）介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における指導監督について

平成29年度からは、全ての市町村等において、総合事業の指導監督業務を実施することとなったため、都道府県においては、管内の一般市町村等が行う指導監督の支援に努めていただくようお願いする。

2 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

制度創設以来、居宅サービス事業者が増加し続けていることに加え、昨今、集合住宅併設型などの形態の事業者の参入が多く見られることから、指導監督手法の多様性が求められている。

したがって、機能性の高い指導監督体制となるよう指導監督手法等の整備を検討していただき、下記事項に留意の上、指導監督にあたっていただくようお願いする。

(1) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

各都道府県、指定都市及び中核市においては、個々の事案の状況を踏まえて「指導」と「監査」を適切に組み合わせ、実情に応じた指導監督を実施していただくとともに、管内市町村に対する周知をお願いする。

(2) 指導監督業務の標準化に向けた取組み

ア 介護保険指導監督中堅職員研修及び市町村職員研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等の指摘がある中、厚生労働省においては、指導監督業務の標準化に向けて指導監督に係る研修等を開催してきたところである。

なお、昨年度から実施した「介護保険指導監督等市町村職員研修」を本年度も開催する見込みであるため管内市町村等にも周知の上、積極的な参加の呼びかけをお願いする。

イ 処分程度の平準化に向けた検討について

指定取消等の行政処分の実施及び程度決定については、必要に応じて助言を行っているところである。

さらに、各自治体の円滑な指導監督業務に資するよう、行政処分の程度の平準化に向けた検証を実施した。本年度も引き続き検証しており、必要に応じてご協力をお願いすることとしているのでご了解願いたい。

(3) 不正事案等における厳正な対応

各自治体においては、不正等が疑われる事案を把握した場合には、関係部局とも協議の上、監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いする。

加えて、指定取消等の際には、利用者保護の観点から当該事業者に対して代替事業

者によるサービスの継続的利用が可能となるよう指導するとともに、関係自治体や関係居宅介護支援事業所等とも連携するようご留意願いたい。

(4) 指導監督の実施における留意点について

ア 重点的かつ効率的な実地指導

実地指導については、事業所の指定の更新期間中に少なくとも一回は実施することが望ましいが、限られた人的資源の制約の中で対応するために、指導の効率化も検討されたい。

イ 総合的な指導計画の策定

実地指導においては、年度ごとの重点指導事項の策定の検討のほか、各種指導の手法選択等を検討し、それらを反映した総合的な指導計画の策定に努めていただきたい。

指導計画の策定にあたっては、集団指導の開催頻度の向上、対象事業者の拡大や新規事業者限定の研修会の創設等の工夫に努められたい。また、実地指導の対象の選定についても、新規事業者、各種住宅併設型の事業者や集団指導を欠席した事業者等を優先的に対象として実施する等、実状を踏まえた実地指導となるような計画策定をお願いする。

ウ 集団指導の実施

集団指導は、重要な情報伝達の間でもあることから、「実地指導や監査において指摘の多かった事項」「行政処分の原因となった不正の概要やその要因等」について分析を行い注意喚起を図るなど、内容や実施方法について工夫されたい。

エ 実地指導の実施及び介護サービス事業者の事務負担の軽減

実地指導を行うにあたっては、事業者側と共通認識を持つとともに、事業者の行動変容に資する指導にご留意いただくとともに、サービスの質の向上に向けた指導の方法についても工夫されたい。

さらに、事業者の理解不足等による不適切な運営を行う事業所や介護報酬請求が

長期に渡る事業所、また通報・苦情等のあった事業所に対しては、時期を逸せず適切かつ厳正な指導をお願いする。

なお、実地指導にあたっては、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用する等、事業者の事務負担軽減の観点も踏まえて継続的な見直しをお願いする。併せて、ICT（情報通信技術）を積極的に活用している事業者に配慮した実地指導の方法についても検討されたい。

オ 非常災害対策計画の策定等に関する指導・助言について

実地指導等において、地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況等に関し、確認いただくとともに、必要に応じた助言等をお願いする。併せて、都道府県においては、管内市町村等に対する周知徹底を図られたい。

カ 関係自治体等との監査・指導等における連携

同一の事業所に関し、指定権者と保険者が異なるケースや複数の自治体に事業所を抱えているケースにおいては、必要に応じて実地指導や監査を合同で実施し情報共有を図るなど十分な連携を図られたい。

さらに、同一の事業者が運営する別の事業所や、介護サービス以外の保健福祉サービスにおいても不正等が疑われる場合には、医療、障害、生活保護等の関係部局や関係機関との連携、他の自治体への情報提供等についてもご配慮願いたい。

また、都道府県においては、管内市町村に対し、管内の関係自治体が連携して効果的な指導監督が行えるようご配慮願いたい。

3 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

事業者、法令遵守責任者及び各事業所等の管理者が法令等遵守の重要性について認識を深め、自ら適切な体制を整備、不断の改善を図っていくため、各自治体においては、業務管理体制に関する監督業務を通じて、事業者に対する適切な助言等をお願いする。

(1) 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

新規指定申請時、指定更新時、集団指導、実地指導時等においては、制度の周知・

届出状況の確認、届出を励行する機会等ととらえていただき、届出受理業務に遺漏のないようお願いする。

また、新規参入時の登録及び変更事項については、その都度遅滞なく入力を行い、相違が生じないよう確認をお願いする。

(2) 業務管理体制に関する確認検査について

ア 一般検査

計画的に実施するようお願いするとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参考となるような情報を提供する等の取り組みを検討されたい。

また、一般検査の実施方法については、書面による検査や事業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査など、効率的な実施方法を検討されたい。

イ 特別検査

連座制の適用を判断するための不正行為への役員等の組織的関与の有無の確認にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備についても適切に検証し、必要に応じ改善勧告等を行われたい。

また、特別検査の実施の契機は、指定等効力停止処分の事案等についても積極的に実施し、事業者としての不正事案の再発防止策等適切な改善を求めていただきたい。

さらに、連座制の適用によりそれらの利用者が不利益を被ることのないよう、様々な機会を通じて法令等を遵守した事業運営を促していただきたい。

4 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 介護サービス事業所に対する処分を行う場合の情報提供等

介護サービス事業所の指定等の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、聴聞等の行政処分にかかる手続を行う前に、当室へ必ず情報提供をしていただくようお願いする。

また、都道府県においては、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所や新しい総合事業を実施する事業所への処分等に関する情報提供を都道府県経由で行っていただくこととしているので管内の市町村にも周知されたい。

なお、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに当室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

(2) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携等

指定権者と介護サービス事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合等においては、厚生労働省、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供について十分ご配意願いたい。

(3) 自治体における体制整備

サービスの質の確保・向上を図る観点からの適切な指導監督及び業務管理体制に関する監督業務が実施できるよう、人員配置や指定都道府県事務受託法人・指定市町村事務受託法人制度の活用を検討いただくなど、実施体制の整備に引き続きご配意願いたい。

(4) その他

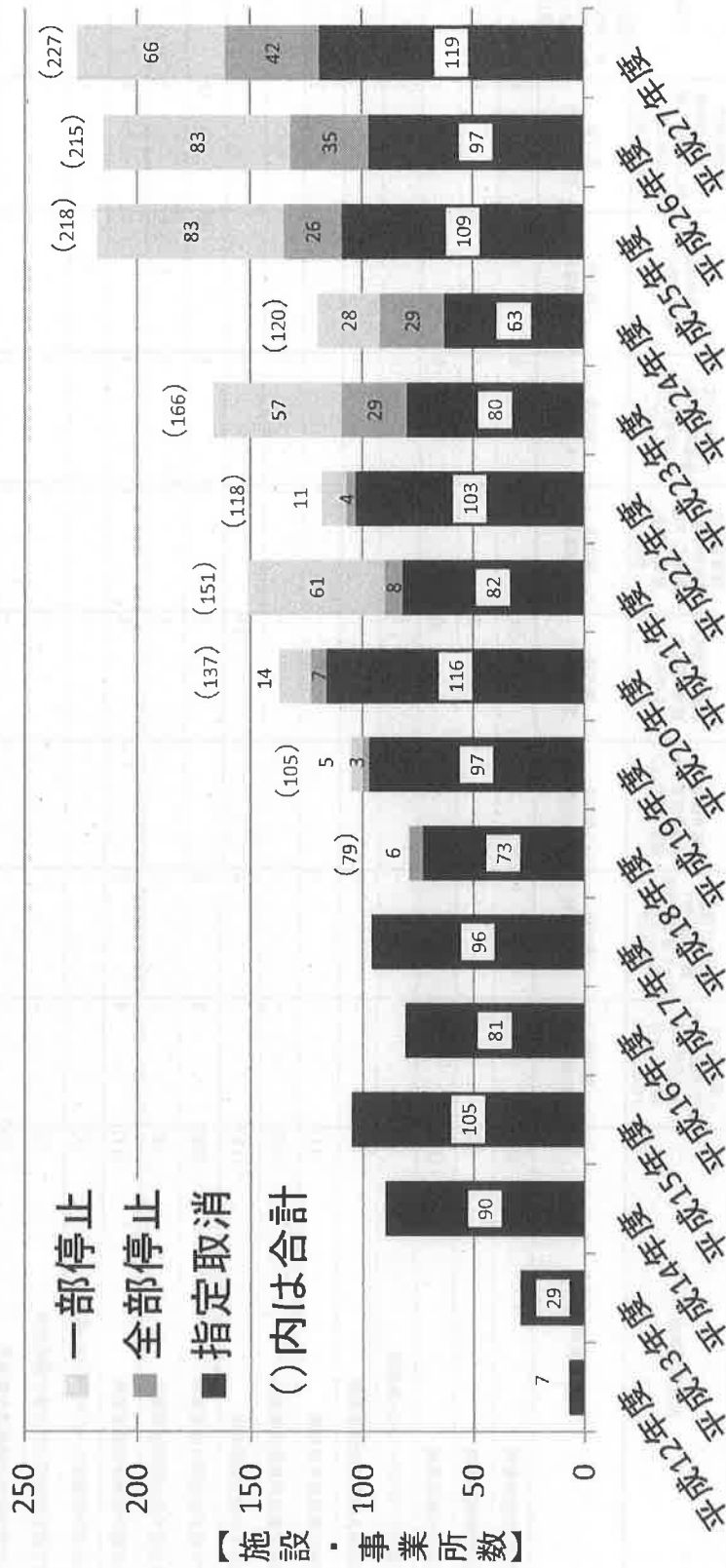
昨年度に引き続き、当室では、一部の一般市町村を含む自治体への事務ヒアリングを実施するとともに、事業者等との意見交換会などを行っている。

參考資料

參 考 文 獻

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図1) 事業所等内訳【年度別】(平成12年度～27年度)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 1, 944事業所



年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
請求事業所数	-	94,966	106,843	115,633	130,055	142,719	173,423	231,048	239,502	244,657	255,460	267,788	281,840	304,784	322,814	336,602

- 注：1) 指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
 2) 平成27年度には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。
 4) 請求事業所数は、「介護給付費等実態調査」の各年5月審査分による。

(図2)

2. 指定取消事由の状況(平成27年度)

指定取消事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に關する基準に従って適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に關して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	真偽に列し虚偽の差弁をし又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に關する法律に基づく命令に違反した	その他
根拠条文例	第77条第1項第3号	第77条第1項第4号	第77条第1項第5号	第77条第1項第6号	第77条第1項第7号	第77条第1項第8号	第77条第1項第9号	第77条第1項第10号	第77条第1項第11号 第77条第1項第12号 第77条第1項第13号
指定訪問介護事業所	(32)	10	11	1	24	11	8	6	4
指定訪問看護事業所	(5)	1	1	-	3	2	1	3	1
指定通所介護事業所	(12)	5	5	1	10	5	5	5	-
指定通所リハビリテーション事業所	(1)	-	-	-	1	1	-	-	-
指定短期入所生活介護事業所	(1)	-	-	-	-	1	1	-	-
指定福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	1	1	1	-
指定特定福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	1	1	1	-
指定居宅介護支援事業所	(11)	-	4	-	11	3	1	-	1
指定介護予防訪問介護事業所	(29)	6	8	-	7	4	4	5	14
指定介護予防訪問看護事業所	(4)	1	1	-	1	1	1	2	1
指定介護予防通所介護事業所	(11)	4	2	-	5	3	4	4	4
指定介護予防通所リハビリテーション事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	-	1
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(1)	-	-	-	-	1	1	-	-
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	1	1	1	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	1	1	1	-
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	-	-	-	1	1	-	-	-
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	1	1	-	1	1	-	-	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	1	1	-	1	1	-	-	-
合計	(119)	29	34	2	65	39	30	29	29

注：1) ()内は平成27年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。
 2) 指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
 3) 合計には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所(4ヶ所)を含む。
 4) 複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

(図3)

3. 指定の効力の停止事由の状況(平成27年度)

指定の効力の停止事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった		設備及び運営に関する基準に違反する等、又は運営ができなくなった		要介護者の人格を尊重する義務に違反した		介護給付費の請求に關して不正があった		特殊書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした		家庭に於し、虐待の虐待を、又は又は児童を虐待、初けた		不正の手段により指定を受けた		介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づき命令に違反した		その他		
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
根拠条文例																			
指定訪問介護事業所	(7)	(6)	-	-	-	-	7	7	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定訪問看護事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定通所介護事業所	(6)	(10)	2	2	1	3	5	5	1	4	1	4	-	-	-	-	-	-	-
指定短期入所生活介護事業所	(4)	-	-	-	-	-	1	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定施設入居者生活介護事業所	(2)	(1)	-	-	-	-	2	2	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
指定福祉用具貸与事業所	(2)	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	(12)	(5)	-	1	2	-	11	2	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3
指定介護老人福祉施設	(3)	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防訪問介護事業所	(4)	(5)	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防訪問看護事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防通所介護事業所	(5)	(8)	2	2	1	-	2	3	-	4	1	4	-	-	-	-	-	-	1
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(4)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(2)	(1)	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定認知症対応型通所介護事業所	-	(1)	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(4)	(2)	1	-	-	-	3	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	(1)	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(4)	(2)	1	-	-	-	3	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
合計	(66)	(42)	12	5	4	3	40	24	15	10	9	9	1	13	5	5	5	5	5

注：1) ()内は平成27年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。
 2) 複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されるため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。

第1表 平成27年度介護サービスの種類別にみた指導の実施件数

介護サービスの種類		実施事業所数		
			うち改善報告を求めた事業所数	うち過誤調整を指示した事業所数
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	5,220	3,251	720
	指定訪問入浴介護事業所	300	95	3
	指定訪問看護事業所	1,229	697	189
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	248	114	12
	指定居宅療養管理指導事業所	214	113	9
	指定通所介護事業所	7,465	4,804	1,090
	指定通所リハビリテーション事業所	955	473	89
	指定短期入所生活介護事業所	2,652	1,140	139
	指定短期入所療養介護事業所	1,075	405	26
	指定特定施設入居者生活介護事業所	996	610	82
	指定福祉用具貸与事業所	996	595	38
	指定特定福祉用具販売事業所	952	514	3
		指定居宅介護支援事業所	5,761	3,101
介護保険施設サービス	指定介護老人福祉施設	2,806	1,663	318
	介護老人保健施設	1,254	797	155
	指定介護療養型医療施設	247	166	53
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	4,939	2,917	416
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	272	85	3
	指定介護予防訪問看護事業所	1,224	616	139
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	239	105	6
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	247	106	8
	指定介護予防通所介護事業所	6,863	4,177	664
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	933	415	53
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2,548	1,037	85
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,061	353	20
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	916	499	63
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	1,002	573	15
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	963	511	2
	指定介護予防支援事業所	406	135	7
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	134	84	21
	指定夜間対応型訪問介護事業所	30	21	1
	指定認知症対応型通所介護事業所	836	384	64
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1,234	648	126
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	3,234	1,525	165
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	78	46	5
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	599	327	47
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	86	55	19
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	753	330	44
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	1,065	543	94
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	2,991	1,365	117
合計		65,023	35,395	5,921

注：実施事業所数はみなし指定の事業所を含んでいる。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	実施率(%)
指定居宅サービス(予防含む)	16.0
居宅介護支援(予防含む)	13.2
介護保険施設サービス	32.7
指定地域密着型サービス(予防含む)	23.5
合計	16.7

注：指導の実施率は介護サービス種別ごとに、都道府県(一般市区町村を除く)・指定都市・中核市から報告のあった全事業所数(みなし除く)を、指導を実施した事業所数で除した率である。